

小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業に係る仕様書

1 委託する業務内容の概要

(1)調査

ア 全国調査 保育の受け皿拡大と併せて保育所の多機能化を進めるために、既存の保育事業者が小規模保育事業を実施する場合の課題と好事例を把握する現地調査を実施

(調査内容)

(ア)小規模保育事業所の運営実態

- ① 保育提供で特色としている点
- ② 利用者の属性・ニーズ

(イ)小規模保育事業所運営上の課題

- ① 利用者確保の状況
- ② 連携園確保の状況
- ③ その他運営上の課題

※現地調査の対象例:北海道・埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・大阪府・福岡県等

イ 県内調査 県内市町に所在する既存保育事業所を対象に、小規模保育事業への参入の意思確認、他事業者が新設を想定したときの懸念事項を確認するための調査を実施

(調査項目例)

(ア)小規模保育事業の実施意向

- ① 小規模保育事業を実施する可能性
- ② 実施することを想定した場合の運営形態
- ③ 実施にあたって懸念される事項
- ④ 実施する場合に行政に求める支援

(イ)小規模保育事業の新規参入者(他社)を想定した場合の懸念

- ① 新規参入の許容条件
- ② 連携園としての協力意向

(ウ)他に待機児童対策として実施できる事項

(2)モデル事業の策定

調査結果から本県における開所プロセスやモデル事業を検討、策定し報告書を作成する。

(ア)市町視点及び事業者視点による開所時のスキーム、留意点等を整理

(イ)安定的な経営を実施するためのモデル事業の策定

(ウ)報告書構成 文字情報に加え、図、表などを使用し、読みやすさとモデル事例の検討を意識させる構成とすること

(エ)報告書作成 印刷部数 700 部

(オ)作成した報告書をシンポジウムにて配布するほか、県内市町及び各都道府県に送付すること

(3)シンポジウム

先進事例、兵庫県における開所プロセスやモデル事業などを周知するためシンポジウムを実施

(ア)講演者 先進事例実施施設の施設長

- (イ) 内 容 調査取りまとめの発表、先進事例、兵庫県における開所プロセスやモデル事業の紹介
- (ウ) 対象者 保育施設の設置者、施設長等、市町職員、関係団体

2 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託範囲

- (1) 先進事例や保育所等の実態調査、モデル事業の検討、シンポジウムの開催の企画
 - 1(1)、1(2)、1(3)の記載内容を満たしたうえで、待機児童解消に向けた現状や課題を理解し、実務につなげられる事業内容を企画すること。
- (2)シンポジウムのスケジュールの調整
 - ア 契約締結後から令和7年3月31日までの間に事業を完了すること。
 - イ シンポジウムの日時の設定は、できるだけ多くの者が参加しやすくなるよう、配慮すること。
- (3) 講師等の選定・手配
 - 講師等の選定・手配にかかる旅費・宿泊食事代、謝金等の一切の費用は委託料に含む。
- (4) シンポジウムの実施及び運営
 - ア 参加者の募集及び申込の受付、参加者への案内は受託業者で行うこと。
 - イ これらの事務に要する経費は委託料に含むこと。
 - ウ なお、シンポジウム等の周知については、県から県内市町に周知及び保育施設への周知依頼を行うことを予定している。
- (5) 研修会場
 - ア セミナー等の会場については受託業者が用意すること。賃料や機材使用料等の一切の費用は委託料に含む。
 - イ なお、県内各地の保育施設等に広く参加の機会を与える観点から、選定に際して、交通アクセスの良さなど参加のしやすさ・地域のバランスを考慮すること。
- (6) 参加者の評価
 - シンポジウム等終了後に参加者に対してアンケートを行い、内容について集計すること。

4 業務スケジュール・提出を要する成果物等

- (1) 契約締結後
 - 契約締結後速やかに事業実施計画を作成し、県に提出すること。
- (2) 委託業務終了時
 - 委託契約書に従い、業務完了報告書、参加者アンケート集計表等の実績報告書を県に提出す

ること。

5 個人情報の取扱い

別添「個人情報取扱特記事項」に基づくこと。

6 その他

事業の実施にあたり必要な事項は、県と十分に協議のうえ決定すること。

7 仕様に関する問い合わせ先

兵庫県福祉部こども政策課こども育成班(大喜多、藤原)

所在地 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-341-7711(内線 2984、2994)